

令和5年度市民まちづくり活動促進テーブル

第3回本部委員会

会 議 録

日 時：2023年12月22日（金）午前9時30分開会
場 所：札幌エルプラザ 12階 会議室1・2

1. 開 会

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 定刻でございますので、令和5年度市民まちづくり活動促進テーブル第3回本部委員会を開催させていただきます。

会議を始めるに当たりまして、市民自治推進室長の神からご挨拶申し上げます。

○神市民自治推進室長 皆さん、おはようございます。市民自治推進室長の神でございます。

本日も、早朝から、そして、年末のお忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、今年度は、計画策定に当たりまして、様々な視点からご議論いただきました。おかげさまで、第4期基本計画の案がまとまって、パブリックコメントを開始する運びとなりました。本日は、その報告をさせていただきます。

本日は、このほか、さぼーとほっと基金の見直しについて、以前も見ていただいておりますが、具体的な案が出来上がりましたので、こちらについても皆様方のご意見を頂戴したいと考えております。

どうぞ忌憚のない御意見をいただきますようお願いしまして、簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 改めての確認ですが、本日の会議は公開で行われることとなっております。会議の内容につきましては、後日、札幌市のホームページに議事録を掲載いたします。そのため、それぞれのお席には録音機器を接続したマイクを置かせていただいておりますので、ご発言の際はマイクのご使用をお願いいたします。

なお、本日は、下山委員、妻倉委員の2名が欠席となっております。また、臨時委員の久保委員が途中退席すると伺っております。

札幌市市民まちづくり活動促進テーブル規則第5条第3項に促進テーブルは委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない旨の規定がありますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元のクリアファイルの中に入っていますけれども、次第、別紙1の「座席表」、別紙2の「委員名簿」、別紙3は冊子となっている「さぼーとほっと基金令和4年度年報」、別紙4のA3判を二つ折りにした「市民まちづくり活動促進テーブルの市民委員の募集について」です。ここからは議題の資料になりまして、資料1の「第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）のパブリックコメント資料」、資料2からはさぼーとほっと基金ですが、資料2-1のA4判1枚物の「今後5年間のさぼーとほっと基金の見直しについて」、資料2-2のA4判でホチキス留めをされた「さぼーとほっと基金 助成メニューの概要」、資料2-3のA3判縦の「さぼーとほっと基金 団体のライフステージごとの助成内容等一覧表」です。

資料にもし足りないものがあればお申しつけください。

それでは、これから議題に入りたいと思いますので、倉知委員長に進行をお願いいたします。

2. 議 事

○倉知委員長 おはようございます。

それでは、議題（１）の「『第４期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）』について（報告事項）」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 資料１「第４期基本計画（案）のパブリックコメント資料」をご覧ください。

第４期札幌市市民まちづくり活動促進計画については、１０月１３日の本部委員会の後、１０月１９日に、倉地委員長及び土田副委員長にお越しいただき、答申書を市民文化局長へ手交していただきました。いただいた答申に基づいて基本計画案を作成し、市内部の会議を経て、１２月１１日に議会に報告し、１２月２６日から１月３１日までの期間にパブリックコメントを実施することとしております。既にご承知の内容も多くあったかと思いますが、前回の会議から時間がたっておりますので、本日はお手元の資料の冒頭の概要を用いて手短にご説明をさせていただきます。

２ページめくっていただきまして、概要の１ページを御覧ください。

第１章では基本計画の目的、位置づけを整理しております。

基本計画の目的及び根拠は、市民まちづくり活動促進条例で規定されております。市民まちづくり活動促進基本計画は、札幌市の総合計画である戦略ビジョンの個別計画となります。

計画期間は、令和６年度から５年間です。

続いて、第２章の市民まちづくり活動と第３期基本計画策定以降の社会動向をご覧ください。

図にもありますとおり、町内会・自治会、学校における活動、企業・商店街、ＮＰＯの取り組み、そして、ごみの分別や節電の取組など、市民一人ひとりの公益的な活動が市民まちづくり活動に当たることを記載しています。

全国的な動向としましては、非営利活動の多様化が進んでおり、ＮＰＯ法人数が減少する一方、例えば、一般社団法人の増加や労働者協同組合の設立のほか、新たに官民連携が始まっています。また、新型コロナウイルスの感染拡大や気候変動、最近では、国際情勢不安により、まちづくり活動にも変化が起こっています。

寄付に関しては、ふるさと納税や休眠預金の活用、クラウドファンディングにより資金調達の方法が多様化しています。

一方、札幌市においては、町内会は加入率の低下、役員の高齢化、担い手不足の課題を

抱えており、こうした中、今年4月に町内会ささえあい条例が施行されております。まちづくり活動を資金面で支援するためのさぼーとほっと基金は平成20年度に創設されておりますが、ふるさと納税の効果もあり、個人からの寄付が増えております。なお、ここ5年間の年間の寄付額は8,000万円前後で推移しており、累計寄付額は13億円を超え、令和4年度末の基金残高は約4億円となっております。

概要の2ページをご覧ください。

第3章では、現計画の総括ということで、三つの基本目標について、成果指標の達成状況とその分析、次期計画に向けて必要となる取組をまとめています。

最初に、基本目標1の参加促進は、二つの成果指標を定めておりますが、コロナの影響もあり、目標値を下回っています。町内会加入率は、加入世帯数は増加しているのですが、加入率としては目標値を下回り、緩やかに低下しています。アンケート結果などから、状況分析にありますとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響のほか、きっかけがない、時間がない、人間関係が煩わしいといったことが要因となっており、次期計画に向けてデジタル活用や参加機会を促進する取組が必要と考えています。

次に、基本目標2の運営体制強化では、成果目標であるまちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数は目標値を大きく下回りました。表の登録団体数の内訳にありますとおり、サポートセンター登録団体数とさぼーとほっと基金登録団体数は、コロナ前と比べて大きく減少し、札幌市所轄のNPO法人数も減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、団体の活動休止、担い手の高齢化による団体の解散などが影響していますが、市民活動サポートセンターを拠点として、JR札幌駅北口の立地条件を生かしながら運営体制を強化するとともに、市民活動を促進するための様々な支援の充実を図っていく必要があります。

基本目標3の連携促進は、成果指標の連携している市民活動団体の割合、企業のまちづくり活動への参加数はいずれも増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、目標値には達しておりません。なお、企業と札幌市との各種協定は1,200件を超え、また、まちづくり活動に取り組む企業として認定されたスマイル企業の認定件数は63社ということで、毎年、確実に増加しております。引き続き、団体間のネットワーク拡大のための支援や企業とのさらなる連携を進めていく必要があると考えております。

概要の3ページをご覧ください。

次期計画であります第4期基本計画の概要です。

計画策定、実施に当たり、四つの事項に留意し、また、先ほどご説明した現計画の総括も踏まえ、次期基本計画の方向性を支援の対象となる活動主体に着目して整理したものが資料の①から⑤になります。

一つ目の誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくりでは、ユニバーサル観点からも、市民一人一人が日常生活の中で支え合い、そのことがまちづくり活動の基本でありますので、そうした身近な活動に参加しやすい環境づくりを進めていきます。

二つ目の自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進では、町内会をはじめとする地域活動になりますが、町内会ささえあい条例が施行され、町内会の活性化の支援や地域課題の解決に向けた取組を進めていきます。

三つ目の市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援では、活動団体への支援を行う拠点施設、これは市民活動サポートセンターになりますが、その機能強化を進めていきます。

四つ目の寄付文化のさらなる醸成と活動資金調達の支援では、団体の自主性、自立性、成長を促す観点から、さぼーとほっと基金の見直しを進めていきます。

五つ目の市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出により、多様化する課題に対応していきます。

こうした五つの方向性に基づき、次のページの第4期基本計画の構成にあるとおり、豊かで活力ある地域社会の発展のため、基本目標と各目標の基本施策を定めました。

概要の4ページをご覧ください。

第5章第4期基本計画の基本目標と基本施策です。

第3期基本計画では、基本目標を三つとしておりましたが、第4期基本計画では、先ほど説明いたしました方向性に合わせ、五つの基本目標を設定しました。

基本目標1の様々な参加機会の創出では、誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境をつくるため、三つの基本施策を定めました。上から三つ目の基本施策1-3の若者・子どものまちづくり活動の促進では、小学校から大学生、若者を対象とする次世代の活動の担い手育成やNPOでのインターンシップ制度の充実を図ります。

基本目標2の地域コミュニティの活性化では、自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動を推進します。基本施策2-1の町内会活性化に向けた支援では、課題であった町内会と不動産関連団体との連携について円滑に進められるよう、その仕組みを構築します。

基本目標3の運営体制強化では、市民まちづくり活動団体の運営体制の強化やまちづくり活動に対する支援をさらに進めていくため、基本施策3-1の総合的な活動支援を行う拠点施設の機能強化では、市民活動サポートセンターの機能強化を図りながら、その下の各基本施策、活動の場の支援、組織力強化に資する人材の育成、情報共有、情報発信の強化を進めていきます。

基本目標4の寄付文化の浸透では、基本施策4-2にあります自主性、自立を促す効果的な助成にしていくため、さぼーとほっと基金の見直しを進めてまいります。また、助成により実施することができた各団体の取組結果については、より広く市民や企業に届くように工夫をしていきたいと考えています。詳しくはこの後の議題2でご説明いたします。

最後に、基本目標5の多様な連携・協働では、複雑、多様な社会課題に対応するため、企業やNPOなどとの官民連携・協働により、新たな価値の創出を目指します。

以上が第4期基本計画の概要となりますが、基本計画案の本書の41ページをご覧ください。

計画の推進に当たっての進捗管理と推進体制にありますとおり、毎年、取組状況や成果指標を取りまとめ、このテーブル会議の場で報告し、テーブル委員の皆様のご意見を伺いながら事業の見直しをしていきたいと考えております。また、計画期間の途中でも、さぼ一とほっと基金助成団体へのヒアリングや当課の事業に参加していただいた団体等へのアンケートなどを行い、ニーズを把握したいと考えております。まちづくり活動の推進に当たっては、庁内関係部局はもとより、中間支援組織など、関係団体とも連携を深め、進めてまいりたいと考えております。

議題1に関する説明は以上です。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問等がある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 この答申は皆さんの意見を反映して策定したもので、ここは修正したほうが良いなど、気づいたことがありましたら、パブリックコメントで出していただければよろしいのかなと思います。

それでは、次に入らせていただきます。

課題（2）の「さぼ一とほっと基金の見直しについて」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 資料2-1の「今後5年間のさぼ一とほっと基金の見直しについて」をご覧ください。

第4期基本計画案に盛り込んだ自主性、自立を促す効果的な助成を実現するため、これまでの会議でのご意見や議論を踏まえ、見直しの方向性を五つにまとめ、さぼ一とほっと基金の制度見直しを進めていきたいと考えております。

この資料では、赤字で書いてある五つの見直しの方向性に沿った現時点で考えられる各項目の大まかな実施スケジュールを示しておりますが、今後5年間の見直しについてお話しする前に、まず、実施スケジュールの令和6年度の（1）に下線つきで記載しております新助成メニューについてご説明をさせていただきます。

飛んでしまって恐縮ですが、資料2-2のホチキス留めをしているカラーのA4判横の「さぼ一とほっと基金助成メニューの概要」をご覧ください。

この資料は、令和6年度から実施したいと考えております助成メニューをまとめたものです。従来のメニューから変更した部分を赤字で記載しております。変更箇所を中心に、順にご説明いたします。

1ページのスタートアップ助成です。

団体の立ち上げ支援を対象とする助成です。助成上限額を5万円から10万円に増額するとともに、設立3年目までの未登録及び登録団体を対象とします。最大3回まで助成を受けることができます。これまでは前期候補でのみ事業募集をしておりましたが、今後は予算の範囲内で後期公募でも事業募集をしていくことを考えております。

2ページの分野指定助成です。

団体活動を継続し、事業規模や事業効果の拡大へと移行する団体を支援対象とします。成長期以降の団体に対しては、財政的基盤を安定させ、助成金からの自立を促します。助成上限額を100万円まで増加させるとともに、助成金額は50万円までの事業については助成率を8割に増率させます。

これまで、平成30年度以降に交付決定された交付確定額が累積200万円となった場合、さぼーとほっと基金の公募事業に応募できない取扱いでしたが、今回、これを改め、同一事業は3回までという制限を新たに設けます。

3ページのテーマ指定助成です。

令和5年度は、テーマ指定の区分で新型コロナウイルス感染症対策市民活動の事業と東日本大震災や胆振東部地震の被災者支援を募集し、実施しておりますが、令和6年度からは新たなテーマを設定して実施したいと考えております。

この助成の対象は、安定期、発展期の活動団体が実施する大規模な事業を想定しています。テーマの設定に関して、先日のテーブル会議で、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンのまちづくりの重要概念であるウェルネス、スマート、ユニバーサルをテーマとして設定するのがよく、また、同じテーマが2年続いているほうが事業を組み立てやすいのではないかというご意見をいただいたことを踏まえ、三つのまちづくりの重要概念をテーマとした事業を募集することを想定しております。

詳細については、委員の皆様のご意見を踏まえて決定したいと考えておりますが、事務局としては、下の表で示したとおり、1年目はウェルネス、2年目はスマートとウェルネス、3年目はユニバーサルとスマートのように、順にテーマを設定したいと考えております。

4年目に見直しと記載しておりますが、これについては、計画の中間時点である3年目に見直し、新たなテーマを設定する可能性を想定しているためです。

また、テーマ助成についてはテーマに関する市役所の各部局との連携を強化していきたいと考えております。例えば、令和6年度のテーマ助成について、ウェルネスをテーマとして設定した場合、当課から保健福祉局や保健所に対し、さぼーとほっと基金の助成を決定した事業や団体についての情報提供をするほか、保健福祉局から団体に働きかけ、何か一緒にやりたい企画がある団体がいた場合、さぼーとほっと基金の活用を促すなど、庁内連携の動きをはじめ、基本計画で掲げた官民連携とつなげていきたいと考えております。

このテーマ指定助成の事業は、人件費を認める運用とすることに変更はありませんが、最低賃金が上がっている状況も踏まえ、上限額を少し引き上げることを検討しています。また、今回の目玉となる助成メニューになると想定されることから、令和6年度にテーマ指定事業を活用した団体には新たに事業成果を報告する機会を設けたいと考えております。

新たなテーマの設定に伴い、これまでの新型コロナや被災者支援をテーマとする寄付の募集は終了し、被災者支援に関わる活動も先ほどご説明した分野に応募していただくことを想定しております。また、被災者支援基金の残高は約1,300万円ありますが、今後、

大規模災害や感染症等の発生時に支援活動を行うNPO等への迅速な助成を行うための財源として残しておきたいと考えております。

4 ページの団体指定助成についてです。

団体指定助成の見直しに関しては、様々な論点があり、現時点で整理がついておりません。一例では、さぼーとほっと基金は事業助成であることから、経常経費への助成は現行の制度では認めていませんが、団体指定を受ける一部の団体、あるいは、寄付者からは団体の維持運営に伴う経常経費等に充てられるようにしてほしいとの意見が寄せられています。

一方、団体指定については、公募と違い、競争原理が働かないため、事業がマンネリ化しやすく、事業の質や効果を上げるため、現在の10割である助成率を見直してもいいのではないかとのご意見を前回の本部委員会でいただいております。

現在も審査によって不交付や減額交付もできますが、寄付者の意向を尊重する観点から、減額等の適用には寄付者への丁寧な説明等が必要と考えております。また、分野指定等の団体の自立、成長の観点で今回見直しを行いました。町内会や学生団体など、資金力のない団体で3回の事業助成が終わった後、団体指定寄付を受けて継続したい場合も生じるのではないかと考えております。

このほか、団体指定助成を受けてもいまだ活用されていない寄付が全体で約5,000万円以上に上っています。団体の例年の事業規模等に比べて高額過ぎる団体指定寄付や、逆に、1万円未満の少額過ぎる団体指定寄付など、ミスマッチが生じ、団体が助成を受ける事業を企画し、申請することが難しい場合もあるのではないかと考えております。

こうした様々な課題の整理や解決には、クラウドファンディングなど、新たな技術を活用した抜本の見直しも視野に時間をかけて検討していく必要があると考えております。後ほど資料2-1にてご説明いたしますが、団体指定助成については令和8年度から新たな枠組みの団体指定助成を実施したいと考えておりますので、引き続きご意見を頂戴したいと考えております。

このため、令和6年度に関しては、事務の効率化のための小幅な見直しのみを実施したいと考えております。助成時期に関して、これまでは毎月の審査を実施してきましたが、審査が1、2件のときもあり、効率的に事務を進めるため、これを各月の開催にしたいと考えております。後ほどお話しさせていただきますが、委員の任期が2年で、4月下旬に改選が行われますので、毎月審査を行う場合、4月に改選、5月上旬に直ちに本部会議を開催し、部会の割当てや部会長を決め、審査部会を開催するという大変タイトなスケジュールになっておりました。この点も改善を図りたいと考えております。

次に、資料2-3のA3判縦の「さぼーとほっと基金団体のライフステージごとの助成内容等一覧表」をご覧ください。

資料2-2で説明いたしました四つの助成メニューを一覧にまとめたものとなります。今回の見直しで変更したい箇所を青色の字で記載しております。上から順に、資料2-2

に記載のない部分を中心にご説明いたします。

2の助成額、3の助成率に関しては先ほどご説明したとおりです。

四つの助成メニューの想定事業数と予算規模は、4と5の欄のとおりでございます。

6の連続申請の制限です。スタートアップ助成は3年までの連続申請が可能で、分野指定助成は同一事業3回までという制限を設けます。また、指定助成は1テーマ2年とし、1事業につき1回限りという制限を設けています。

番号は飛びまして、8の対象事業期間についてです。前期公募は5月から1月、後期公募は9月から3月15日までに時期を変更します。団体指定助成も同様に3月15日までに変更いたします。

今回の見直しでは、申請、審査、報告に関する負担軽減、事務効率化を図りたいと考えております。これまで、3月31日までの事業に関する実績報告及び精算事務を3月31日までにするという現実的ではない期限の設定でしたが、令和6年度からの見直しにより、より活用しやすい制度となり、助成の申請が増えますと、年度末から年度初めにかけて新年度の申請と精算の事務が重複し、助成金の交付、振り込みに遅れが生じかねません。このため、なるべく早い時期から適切に精算できるよう、見直しを行うものです。

番号は飛びまして、10の人件費計上の可否から13の委託費計上の可否までについてご説明いたします。

対象経費の取扱いを明確にするものです。今回、テーマ指定助成枠が拡充されるため、高額な助成金の審査に当たり、対象経費の基準を明確化し、事務の効率化を図る必要があると考えております。特に、テーマ指定助成については、ネットワーク助成金というNPOと地域が連携した事業に対して200万円、10割で助成している制度が当課に既にありますので、これに準じて基準を設けることを想定しております。

人件費の上限を助成対象額の20%までとすること、備品費の購入金額が10万円を超える場合は理由書の提出を求めることとし、また、助成対象額の20%までを上限とすること、委託費については、上限を定めないものの、20万円以上の場合は見積書及び理由書の提出を求め、3者からの見積書の提出を求めることなどです。

経費の基準については昨年度から議論となってきた点ですが、まずは額の大きいテーマ指定助成で適用して有効性などを検証したうえで、その他の枠組みにも広げるかどうか、必要に応じて検討していければと考えております。

番号は飛びまして、18のプレゼンテーション審査の実施可否についてです。

これまで分野指定のプレゼンテーション審査は5分程度でしたが、1団体当たり10分から15分ほどかけてしっかりと審査をすることとし、事業実施結果を報告する事業成果報告会への参加を求め、事業結果についての報告を求めることを考えております。令和6年度から制度を見直したいと考えていることに関する説明は以上です。

これから冒頭でご説明いたしました今後5年間のさぼーとほっと基金の見直しに関する説明に戻らせていただきます。

資料2-1のA4判横のカラーの資料になります。

改めての説明になりますが、この資料は現時点で考えられる各項目の大まかな実施スケジュールを示したものです。今後、詳細な検討を進めていくに当たり、今お示ししているスケジュールが前後する場合もあるかと思いますが、見直しの方向性として記載した(1)から(5)までのそれぞれの項目ごとの課題を一つずつ整理していきたいと考えております。

(1)の団体のライフステージに応じた各助成メニューの見直しについてです。

令和6年度の新助成メニューでの募集については、先ほどご説明したとおり、団体のライフステージに応じた公募の助成メニューの見直しのことです。そして、令和8年度から団体指定助成の新たな枠組みを運用すべく検討を進めてまいりたいと考えております。

(2)の基金残高の支消についてです。

細分化された冠基金の活用が進まず、基金残高が増えていることは、これまでも課題と考へ、見直しを検討してきたところですが。一方、近年では、応募総額で見ると、募集枠を超過していないにもかかわらず、一つの冠基金に応募が集中し、落選となる団体が発生するなど、財源が有効に活用されない場合も生じています。

このため、令和6年度からは、申請事業が出そろった後、子どもの健全育成など、複数の冠基金がある分野については、応募の偏りを解消するため、応募枠の調整をすることを想定しております。

なお、募集枠の最大限まで助成事業採択するという意味ではなく、事業の質を高めるには、募集額には余裕があっても、これまでどおり、審査の点数によって不交付や減額とする取扱いは同じと考えております。それほどよくないというのは表現がよくないのですが、それほど効果的ではないと考えられる事業でも競争の少ない枠に応募すれば満額助成が受けられ、よい事業でもたまたま募集が集中する冠基金に応募すると落選するような現状の偶然や偏りを取り除き、本当によい事業が適切な額の助成を受けられるよう改善し、基金の活用を促進したいと考えております。

(3)の申請、審査、報告に関する負担軽減、事務効率化についてです。

令和6年度から、事業申請及び事業報告に係る団体の負担軽減をはじめ、事務の効率化を進め、事務局の負担も軽減していきたいと考えており、様式の見直しに加え、先ほどご説明した前期公募事業の助成事業期間の短縮、マニュアル、FAQの整備を進めたいと考えております。そして、令和7年度には、Zoomの活用など、多様なプレゼンテーション審査の実施、基金管理システムの改修を進め、最終的には令和9年度に電子申請・報告を実現させたいと考えております。ただ、膨大な資料の提出となる事業の実績報告を電子申請でできるかは現時点では不明のため、クエスチョンマークをつけさせていただいております。

(4)のさぼーとほっと基金の認知度向上についてです。

団体に対する説明会を実施するほか、令和6年度から新たな枠組みで進めようと考えて

いるテーマ指定助成に関して事業成果報告会を開催し、事業実施結果のPRを通じてさぼ一とほっと基金のPRにもつなげていきたいと考えております。

(5)の公募助成からの自立に向けた非資金的支援についてです。

さぼ一とほっと基金のみならず、札幌市の他部局で実施している助成制度を紹介する説明会を開催するほか、令和8年度には、企業とNPOをつなぐ機会として、企業等が実施している助成制度を紹介する説明会を開催し、本市の助成制度以外の資金調達手段獲得に向けた支援をしたいと考えています。

議題2に関する説明は以上です。

○倉知委員長 ただいまの説明について、各委員からご質問やご意見をお願いしたいと思いますが、資料が多岐にわたっていることから、資料ごとにいただきたいと思います。

まず、資料2-1についてご質問をいただいたうえで、資料2-2、資料2-3については、令和6年度の助成メニューに関することですので、スタートアップ、分野、テーマ、団体の順にご質問やご意見をいただきたいと思います。

それでは、資料2-1に関してご意見等はありませんか。

○吉岡委員 見直しの方向性について、(1)から(5)まで、赤字で書いてありますが、(1)の団体のライフステージに応じた各助成メニューの見直しとして、スタート期から成長期、安定期という整理をされていますよね。

スタート期の3年でスタートアップ助成を受ける団体はいいのですけれども、もう長く活動しているのに助成金を活用したことがない、経験がないという人に対する配慮がもう少しあってもよろしいのではないかと思います。

○事務局(木村市民活動促進係長) 設立してから10年たっても事業的に組立てが難しいというところの支援もしたほうがいいのではないかとのご意見でしたが、今考えていたものとしては、特別な枠といたしましょうか、10割助成を考えています。初めて行う団体と同様に扱うべきなのかもしれませんが、一旦、設立の年数等で線を引きたいと考えました。ただ、そういった団体が出てくれば、見直しについては考えたいとは思っています。

○吉岡委員 ライフステージごとの考え方は、すごく整理されていて、このままでもいいなと思っているのです。ただ、10年ほど活動しているけれども、こういう助成金を使うということの理解がまだ進んでおらず、自分たちの団体の持ち出しでやっているようなところにも配慮してもいいのかなと思って意見しました。

例えば、成長期なのに助成金を使うところまで至ってないけれども、素晴らしい活動をしているところに対し、アウトリーチまではいかないにせよ、丁寧な説明をして活用できるのだということをお伝えするような配慮もあればなおよろしいのかなと思いました。

○事務局(神市民自治推進室長) 補足させていただきます。

スタートアップは10年前やりました、でも、なかなかうまく活動ができず、10年がたってしまった、ただ、いよいよ何かできるようになってきたぞということで、今年、本格的にスタートアップしたいというのであれば、そこからのカウントになると思います。

表現としてはスタート時から3年と言っていますけれども、どこをスタートとするかはその団体からの聞き取りから判断したい。

ただ、飛び飛びはないと思うのです。例えば、これまでやってきて、5年後にまたというのはないと思っておりますけれども、そういう幅を持たせています。

○吉岡委員 スタートアップというのは、その団体がスタートしたときということではなく、活動の中身について議論しながらというようなイメージで捉えてよろしいのかなと思いましたが、それも含め、様々な団体にそういう考え方もあるのだということをお伝えできたら助成金がもっと活用されるのではないかと思います。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○加納委員 今の議論に続いてのことです。

室長からリスタートも含めたスタートアップだというお話はありましたが、ちょっと分かりづらいなという気がしました。一般的にスタートアップと言うと最初のことだと思うのです。

私がこの最初のお話を聞いたときに、今、コロナがあって、事業再構築支援という大きな補助金があるのですが、あの概念と同じで、NPOも、コロナは別にしても、事業活動が止まった人たちがリスタートするということです。だから、スタート期から発展期の整理とは別に、リスタート枠のようなものをつくって、その条件を定義したほうが分かりやすいと思います。また、リスタートを考えている人たちとしては、そのほうがダイレクトに助成金の趣旨が伝わると思うのです。スタートアップにはリスタートも含まれていますと言っても、多分、リスタートの人たちには届かないのではないかと思いますので、そこはご検討をいただければと思います。

もう一点、同じ資料2-1についてです。

実施スケジュールの令和6年の(2)の応募枠の調整とありますが、これは物すごく大切だと思っています。私も何回か申請していますし、見てきてもいますが、本当に運不運があるのです。どちらの枠でも応募できるのだけれども、たまたまこちらの枠で応募したら、競争率が激しく、通らなかったということは実際にあります。

冠基金ですから、寄付された方のご意向は無視できません。一方で、その方も本当にちゃんと使ってもらいたい、いい事業に使ってもらいたいという気持ちがあると思いますので、幾らでも調整できると思うのですね。ですから、財布の使い勝手をよくするという意味でも応募枠の調整については積極的に行っていただければと思います。

○倉知委員長 加納委員の意見も参考にさせていただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 スタートアップのことですが、おっしゃられたとおり、リスタートが可能だというのは明言したほうが良いと私も思います。

そして、それに関連してくると思うのですけれども、(5)の公募助成の自立に向けた非資金的支援についてです。

資金はいただけないのだという捉えになってしまうような気がするので、自立に向けた新たな支援などと表現してあげて、リスタートの方が救済されると思えるような工夫が必要なのではないかと思います。

というのは、なかなか慣れていない人たちが多くて、一読して、これは無理だなと思ってしまうからです。あるいは、そもそも、制度を知らず、教えてもらったというような狭い道を歩んできた人たちも結構多いと思うので、もうちょっと窓口を広げてあげるような工夫が必要だということです。これでも大分広げているなという印象もあるのですが、もっと広げてあげるような仕掛けがあってもいいのではないかなと思います。

また、先ほどの応募枠の調整もありますけれども、相談に乗るといような言葉です。多分、それも前段に書いていると思うのですが、表現をもうちょっと分かりやすくといいますか、興味を持ってもらえるようになっていけばいいなと思います。せっかくいい制度なので、もう一回見直してみたらいいかなという印象であります。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） （5）非資金的支援という言葉が分かりづらかったかもしれないのですが、説明会などを行い、情報を伝えていくということを想定しております。その中で、今まで助成金を使っていなかったけれども、使ってみようかなという方へのご相談に乗るなど、やり方は工夫したいと思います。

また、吉岡委員がおっしゃったアウトリーチについてです。相談会に来てくださいというタイプの支援のほか、行きますというタイプの支援の組合せも考えられるかもしれませんが、長いスケジュールなので、現時点ではっきりとしたことを決めかねておりますが、ご意見については参考にさせていただきたいと思います。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 スタートアップ助成について、聞き損なったかもしれないので、お聞きします。

スタートアップ助成はリスタートもオーケーということでしたよね。ただ、要件が活動実績3年未満ということだったかと思います。この活動実績3年未満というのは、リスタートして3年未満ということなのでしょうか。

また、加納委員がおっしゃったように、面倒かもしれませんが、スタートアップとリスタートは別に分けたほうが分かりやすいのではないかと私も思います。やはり、スタートアップとリスタートでは、組織の構成や立ち位置が全く違うと思っていますので、そういう意味でも、スタートアップとリスタートは別のほうがいいかなと思います。

○事務局（神市民自治推進室長） リスタートについてうまく説明できなかったのかもしれませんが。

今回は、NPOだけではなく、いろいろな集まりも含めた活動団体という認識の中、みんなでやろうと思ったけれども、なかなか動き出せずにいるところがあると思います。それでも、メンバーを集めるなど、いろいろなことをしてからどこかでスタートしようとしたとき、どこをスタートにするのかということによって3年という期限をあえてつくらなくてもいい

いのではないかということです。

NPOを立ち上げましたということであればスタートははっきりしていますから、そのリスタートは考えておらず、また、それがスタートアップ助成なので、リスタートのための助成が必要ということであれば、それはまた別の議論かなと思います。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 補足します。

コロナもあって、ここ数年、団体としては、5年は経過したものの、3年は何も活動できていませんでしたというようなことも十分にあり得るかと思ひ、室長が言ったとおり、3年と言っているけれども、実質的に始まってからの3年でいいのではないのかということです。そして、皆様のご指摘のとおり、それとは別に、長らく活動してきたけれども、お休みに入られるなどしてからのリスタートという想定はしていません。

令和6年度にその枠を間に合わせられるかというとなかなか思うのですが、今後に向けて検討させていただきたいと思ひます。

○石川委員 そうすると、例えば、本当はコロナ前の五、六年前から組織ができており、そうするともう3年以上がたっているけれども、まだ何もされていないところは申請が可能ということですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） そのような想定でおります。

○石川委員 活動実績3年未満という要件が見えているので、そこは分かりづらいのかなと個人的に思ひました。

○倉知委員長 確かに分かりづらいですね。

申請する方に損がないように、資格のない方が申請することもないようにちゃんと運用される仕組みになっていけばいいのですが、大丈夫ですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 明文化する際、どのような表現でまとめるかについては本日のご意見を基に持ち帰り検討したいと思ひます。

○事務局（神市民自治推進室長） 誤解のないように分かりやすくということは前提としつつ、どこまで運用でカバーしていくのかなということかと思ひます。

一旦はこの書き方でいこうと思ひていますが、いろいろな団体によって事情があるので、どうやって受け止めていくのかという余地があってもいいのではないかという意味合いです。

○石川委員 でも、インターネットなどでこれを見てしまったときにコンタクトを諦めてしまうような人が出てくると思ひます。ですから、原則3年未満としているけれども、各種相談に応じますという文言があつたほうがいいのではなかつたと思ひます。

○事務局（神市民自治推進室長） そういう表現もありだと思ひます。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 やはり、1から5まで見て、5の非資金的支援に何か突き放すような印象を持つのです。例えば、総論的な意味合いでいくと、自立に向けたフォローアップなどという言葉の中に人脈を支援する、応援する、場合によっては、そこから資金援助があるとい

う表現にしてはいかがでしょうか。

そうでないと総論的なものがないといえますか、広がりがないような言葉の印象を受けるのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） まず、資料2-1につきましては、本日の会議資料としてご提示させていただいたもので、さぼーとほっと基金をこのように見直しましたと広報していく際は、今、池田委員からいただいたとおり、フォローアップといえますか、より分かりやすい表現も含め、検討させていただきたいと思っています。

○事務局（神市民自治推進室長） 私からも補足します。

（5）についてはさぼーとほっと基金に関することを書いていまして、いろいろな支援はまた別なところで考えています。伴走支援などもあるでしょうが、それは別のことになるということです。

それに、さぼーとほっと基金だけではなく、いろいろな助成制度があります。これは加納委員からの意見だったと思いますけれども、さぼーとほっと基金以外の札幌市の助成があれば、そういったものの説明会も一緒にやれないか、あるいは、ほかの企業のものも一緒にやればいいのかということからつくったものなのです。

ただ、非資金という表現が池田委員の誤解を生んだ原因だと思います。ただ、なぜ（5）を入れたかということ、助成制度がいろいろなものありまして、私たちが提供していく手順として、まずは札幌市内、それから企業も含め、一緒に説明会を開けないかということをやっていききたいということです。

○倉知委員長 それでは、私から質問です。

資料2-1の実施スケジュールですが、いっぱい書いてあり、大変だなと思って見ていました。これは、令和6年度の本部委員会のとき、どういう感じでやるのかについて具体的に教えていただけるのでしょうか。

これは、具体的というより、こんな感じでいきますというものがぼんと書いてありますよね。それに対し、例えば、こういう感じでの調整の方向になりました、あるいは、こういう感じで説明会を開催することになりましたというより具体的なものは本部委員会のときに教えていただけるのかということです。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） これから前期の募集をいたしますが、新しい助成メニューについて、また、その際に、冠基金も含め、どう調整するか、様式を見直すかなどは、本日、皆様の中でご意見がまとまるようでしたら令和6年度前期の募集から反映したいと考えております。

ただ、団体に対する説明会、事業をやった後の成果の報告などはもうちょっと後になりますので、そういう会を開く前などにご意見を伺えるよう、本部委員会を開く、あるいは、メールなどでの情報提供になるかも分かりませんが、情報提供をしっかりと進めていきたいと思っています。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 それでは、次に進みます。

資料2-2と資料2-3について、最初にスタートアップ助成のことから行きたいと思いますが、ご質問やご意見等はありませんか。

○武岡委員 先ほどからスタートアップにリスタートが含まれるのかどうかについていろいろご意見があったところですが、私は、先日、ある町内会関係の団体のところにお邪魔したのです。そうしたら、その団体は自己資金で頑張っているいろいろな事業を既にやられているのですけれども、やはりどうしてもきついということだったのです。そこで、さぼ一とほっと基金というものがありますよと言ったのですが、全くご存じなかったのです。それで、ぜひ使ってくださいとご紹介して帰ってきました。やはり、このように結構知らない団体もすごく多いのです。でも、恐らく、その団体は設立から3年はたっているのです。これは使えないのかなと思って聞いていました。

持ち帰ってご検討をいただけるということでしたが、例えば、今までさぼ一とほっと基金に登録していないのであれば、1回だけは助成を受けられますといった特例措置のようなものを盛り込んでいただくなど、今思いついたアイデアですけれども、ご検討をいただければなと思いました。

一方、審査をやっている中で気になったことがあります。既にNPO法人を立ち上げ、申請して実際に助成を受けているにもかかわらず、同じ代表者が別の一般社団法人を立ち上げていたのです。名義上は別の人を代表にしているのですけれども、審査にはその方もついてきて、多分、実質的な代表者は同じ方なのではないかなと思われるものがあって、このように別の団体ですと言ってスタートアップ助成に申請するということがあるのではないかと思います。

あるいは、前に進んでしまいますけれども、今まで分野指定助成は累計で200万円まででしたけれども、そこに達しそうだとなったら、同じ方が別の団体を立ち上げ、ちょっと違う内容で申請してくるようなこともあります。つまり、200万円という上限を意識し、それをクリアするためにそういうことをやっているのではないかと思います。

今回、ルールを変えるということですが、このように、既に助成を受けている人が別の団体を立ち上げ、同じようなものを申請してきたときにそれを認めるのかどうかが。また、分野指定助成は3回までとなりましたけれども、別の団体を立ち上げ、申請してきたらどうするのか、そういった場合にどう対応するのかはあらかじめ考えたほうがいいのではないかなと思いました。

○事務局(木村市民活動促進係長) これから検討させていただきとお話しさせていただいたリスタートのことについてです。

例えば、登録したことの無い団体は1回限りオーケーという条件がリスタートの特例としてはいいのではないかなと思いましたので、それも含め、持ち帰って検討したいと思います。

また、同じような団体といいたまいますか、プレゼンテーションをやっているときに同じ方が複数回いらっしゃるといふことがあるのは私ももちろん把握してあります。そうしたものについては制限をつけることができないかも検討させていただきたいと思ひます。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 スタートアップは非常に大事だと思ふのですけれども、助成金10万円というものとスタートアップに結びつく団体が多いのか、金額はこれで十分なのかをお聞きしたいです。

まちづくりでは十分なのか、10万円には何か根拠があるのか、そのぐらいで十分に賄えているということなのか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 今回の見直し前まで、スタートアップ助成は5万円で1年限りという制度でした。しかし、皆様のご議論の中でそれでは少な過ぎるのではないかというようなご意見がありました。ただ、次の段階の分野指定助成は10万円が下限となっておりまして、次の分野指定の一番少ない額ということで10万円とさせていただきます。

○池田委員 分からないので、お聞きするのですが、スタートアップの事業としては、例えば、どんなものがあるのでしょうか。事例をいただければ理解できるかなと思ひます。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 様々な使い方があると思ふのですけれども、本日お手元に令和4年度の年報をお配りさせていただいております。22ページにスタートアップの事業でどのような事業がされたかを記載しております。

NPO法人化するような大きい団体から小さな団体まで、たくさんの団体にさぼりとほっと基金をご利用いただいておりますけれども、年間の事業費が100万円に満たない団体が約半分という現状を考えると、立ち上げ期の100万円に満たない事業のうち、10万円ぐらいを補助するというのはあり得る数字なのかと考えております。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 武岡委員の意見と重なる部分があるのですが、私の周りでも、助成や基金に申請している人でもさぼりとほっと基金を知らない人が結構います。その中でスタートアップが最初の入り口になると思ひますので、説明を尽くしていただければと思ひます。そして、3年以上活動していても使える余地があるというPRについてもお願いします。

スタートアップが増えればいろいろなところに利益が広まるということですので、今回のスタートアップ助成の更新については重点的にPRしていただければと思ひます。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、次に移ります。

分野指定助成についてご質問やご意見はありませんか。

○千田委員 今回変更され、対象団体の事業について、同一事業は3回まで（同一事業も

レベルアップが必要)というのは、上限の3回まで申請する際、1回目よりも2回目、2回目よりも3回目ということで、レベルアップが求められるということだと思えるのですけれども、同一事業なのかどうかの判断基準が難しいなと感じています。

別の事業として認められるものなのか、もしくは、レベルアップの範囲内であって同一ではないのではないかは審査するうえでとても難しい点だなと思うのですけれども、その基準についてはどのようにお考えでしょうか。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) これまでの会議の中でもご議論があったのですけれども、札幌市の財務会計上の仕組みとしましては、書類を保存する期間は5年間という決まりがありまして、5年継続している事業については認められないということは大原則と考えております。

また、募集要項において、何年から何年までに申請した事業ではないことという明示をし、この期間中に助成は受けていませんということであれば受付はすることになるのかなと考えております。

○千田委員 過去の資料を確認するというのは必ず必要だと思うのですけれども、見たうえでも、これはレベルアップの範囲内だなと思うものとは別に、タイトルが違うだけで中身はそんなに変わっていないものです。前よりはちょっとレベルアップしている、また、タイトルも違うけれども、これは同じものだよねと思うようなものも出てくると思うのです。

その判断は審査するうえですごく難しく、判断ができないと私は感じました。

○事務局(神市民自治推進室長) 基本的にレベルを上げてくださいという周知しかできないのかなと思っています。

また、今回のさぼーとほっと基金の特徴といいますのは、プレゼンテーションをして、審査員によって審査するわけなので、そこでの判断だと思うのです。去年、これをやっており、今年はこうなったのだけれども、これだったらあげられない、ほかのもっといいものを優先しようなど、そういう判断も含め、審査に私たちも入った中で、これは全く変わっていないですね、いや、これは2年目にしてはよくできているという判断をせざるを得ないのかなと思っています。

それを書類で判断するのは難しいかなと思います。あとは、A Iでということになるかもしれませんが、そういうことかと思えます。

○千田委員 最初の時点で足切りはあって、申請の時点でもう駄目ですと言うといいますか、申請されてこないということになると思うのですけれども、これまでの審査でも、しっかりと中身を聞いて、この人が信頼に足り得る方かどうかも含めて判断してきましたが、審査部会の皆さんとしてはいかがでしょうか。

それとも、受付の時点で事務局がご判断をされるということでしょうか。

○事務局(木村市民活動促進係長) 話は戻るかもしれませんが、まず、これまでは、200万円を上限とし、200万円に達した団体についてはもう駄目ですという扱いとして

おりましたので、その数字を根拠とし、誰もが分かるものとなっていました。

ただ、見直しの議論の中では、200万円に達したら終わりということでは団体にとってはもう活動ができなくなる場合もあるということで、5年に1回というような議論が事業検討部会であったのです。そして、最後にたどり着いたのが同じ事業は3回までとするというものです。

しかし、先ほどの今日の話に戻りますけれども、そのとき、誰が同一性を判断するのが難しいということが出ました。これは確かに難しいと思っています。例えば、同じような事業をしていて、対象者が違う場合はどうするのかなど、いろいろな場合も考えられます。ですから、正直に申し上げまして、誰もが納得する基準にすることはできないと思っています。

次に、審査に当たってのことです。

まず、私たちが資料を持っていますので、事務局として、これは対象となる、大丈夫だというものをプレゼンテーションにかけ、ご審議をいただきたいと思っています。ただ、やり取りをしていく中で、過去にこういうことやっていて、今回、どういうレベルアップをしているのかという質疑をしていただき、ほぼ同じではないかというご判断からバツにするということも場合によってはあるかと思いますが、まずは私たち事務局で一旦は整理することになるかと思っています。

そのため、団体にはこういう要件を基に申告していただき、同一性について確認してもらい、私たちからは、書類等に基づき、どこが変わっているかを聞いて審査のほうに進んでいきたいということを考えており、結論としては、同一事業3回までについて、すぐに誰もが分かる仕組みの構築というのは難しいかと思っています。

○倉知委員長 例えば、この事業はもう2回目だと認識されるものがあれば、3回目の審査のときに、慎重を期すことになるかと思っています。ですから、シートでも何でもいいのですけれども、2回目といいますか、要注意というような記載をしておいていただくということはどうですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 様式については検討させていただきたいと思います。

ただ、先ほど室長も申しましたが、ある団体が申請し、次の年にも同じ事業だったら分かりますよね。そのとき、同じ事業で申請ができるのはあと1回ですというようなやり取りができるよう、対面でのプレゼンテーションもある審査ですので、そのように進めたいと思います。

結局のところ、200万円の上限としていた場合でも、武岡委員がおっしゃるように、別の団体になり代わればいいのか、あるいは、3回までとしても、中身は変えず、タイトルを変えればいいのか、このような法の目をかいくぐるといいますか、いたちごっこになってしまうといえますか、どのような基準であってもそういうことはあるかと思っています。ですから、プレゼンできちんと確認をするしかないのかなと考えております。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○高山委員 前回は質問したかもしれませんが、助成は50万円で、8割というとき、お渡しするのが40万円という意味なのでしょう。それとも、50万円を渡すけれども、それが8割になるような申請額としてもらうのかです。

10割のときは全く迷わないのですけれども、割合になったとき、申請する事業費の規模がどのくらいなのかがあるので、注記があるかなと思いました。

○事務局（木村市民活動促進係長） 今、そのことに関係した資料を配付させていただきたいと思います。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 今、お手元に追加で配付させていただきましたのは、助成対象となる事業の総事業費と助成額の一覧にしたものです。

高山委員からのご質問のとおり、全体で50万円の事業であれば、その8割の40万円が助成金として当たることになります。それを超えて、例えば、80万円の事業費だとすると、8割は64万円となりますが、助成額の上限が50万円ですので、50万円となります。

この8割というのは、助成事業費が大きくなればなるほど、実質、助成率は5割に近づいていきます。そして、100万円を超える事業になりますと、次の枠の50万円から100万円、助成率が5割のものへと段階的にスライドするということを考え、設計いたしました。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 すごく基本的な質問で恐縮ですが、10に人件費計上の可否が不可とあります。これは、ボランティアスタッフといたしますか、有料ボランティアも不可ということでしたか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） こちらは今の基準からは変わりません。

12に講師等謝礼の上限設定について書いておりますが、講師等のほか臨時アルバイト的スタッフとして学生ボランティアに入っていたりなどの場合で謝礼としてお支払いするのは、これまで同様、認めます。

○石川委員 それでは、10で言っている人件費というのはどういったものになるのでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 今までのさぼーとほっと基金では、テーマ助成以外の分野や団体指定では認めておりません。テーマ助成の際には総額200万円ですけれども、出勤簿があって、時給幾らでという感じで固定のスタッフに払う人件費です。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 次に、「テーマ指定助成」についてに移ります。

ご質問やご意見はありませんか。

○加納委員 資料2-3の中身にも関わります。ちょっと長くなるかもしれませんが、と

でも大切なことなので、お聞きください。

すごく引っかかっている点が1点ありまして、資料2-3のテーマ助成の11番の備品購入の可否のところです。助成対象の20%までという数字があるのですが、これにものすごく引っかかりを感じています。

私は、市民活動団体の人に対し、助成金をうまく活用し、自分たちの活動をどんどん成長発展させましょうというセミナーの講師をいろいろなところでよくやっているのですが、そこで皆さんにお伝えするのは、助成金がないとできない活動や回らない活動にプランをつくってやるのはやめたほうがいいですよ、そんなことをやっても未来はないです、助成金というのは自分たちの活動のインフラをゲットするためにあるのだと思いませんかということなんです。

インフラというのは、基盤です。どんな団体も、自分たちが活動するうえで、基盤となることやものがあるはずで、一般的にはボランティアです。どんな団体でも、ボランティアがしっかりいてくれると、助成金をもらい終えた後も活動が活性化し続けます。

また、団体によっては必要なものがあると思うのです。例えば、私が代表を務めている団体では、障がいのある方にパソコンを教えていまして、今まで助成金でパソコンを何台も買ってきました。あるいは、子育て支援の団体だったら、子ども向けの絵本を買ったり、遊具を買ったりするでしょう。このように、それぞれの団体に必要なものがあるということですが、そういうものを助成金で買うと、助成金がなくなっても、それは活用できますから、それを使って自分たちの自主事業を構築していくことができるのです。僕はそう考えていまして、実際にそうやって団体は成長してきましたし、他のいろいろな団体もそれでよかったと言ってやっています。

その考え方をベースにしたとき、テーマ助成ですが、上限は200万円までとなっています。しかし、そのうちの20%までしか備品が買えなかったら、40万円となります。では、残りの160万円は何に使うのかという話です。

全体を見ますと、人件費は20%、備品は20%までということで、60%は消費しなければいけないのです。これだと助成金が消えていくだけになるという可能性が非常に強く、やれることが非常に限定されるなという印象があります。セミナー的な講演会的なものをやるなど、その場限りのものにしか使えないということなんです。

例えば、活動に車があるとすごく助かるのです、車があるといろいろなところにアウトリーチできます、こういう資機材を持って車で出かけて行って、困っている人を助けるのですということは申請できません。せっかく200万円へと上限額を増やし、その団体がいろいろなアイデアを出し、いろいろな使い道を考えられるようにしているはずなのに、こうした規制があると、結果として申請できるものが非常に限定されるなという危惧を感じます。ですから、最低でも50%ぐらいは、200万円のうちの半分ぐらいは物を買っていいとしていただきたいです。

これは僕の推測ですけれども、ここで考えられている備品というのは、何か、事務局の

人が事務で使うパソコンのようなものをイメージされているのかもしれませんが、しかし、200万円規模となったら、そういうものの購入もあるかもしれないけれども、本当の意味で助成金をその団体の次の活動に積極的につなげていくためには、間接経費的な備品ではなく、事業に使える備品を買えるようにすることが大事で、そうなりますととても助かりますので、ぜひ、ここは見直してもらいたいと強く思います。

○事務局（神市民自治推進室長） テーマ指定についてですが、それは、皆さんのここでの判断かなと思います。そもそも、この200万円のテーマ指定の助成を設けたのは、例えば、事業系NPOがしっかりと運営をこれからやっていくため、こういったお金を活用しながら、いろいろな活動をやってもらうことを想定してのものです。つまり、事業がやれるだけの団体になっていることをイメージしているということです。

今の加納委員の話は、これからそういったところに押し上がるため、備品をちゃんと用意し、これから自分たちが事業系のNPOとしてやっていこうとしているところを対象としてほしいということだと思いますが、私たちの当初の考え方とは違います。ただ、そこも対象としてほしいというのであれば再考の余地はあります。

○加納委員 ごめんなさい。言葉が足りなかったかもしれないですけども、スタート期だけではなく、成長・発展期でも、100万円レベルの車は簡単には買えませんよ。我々の持っている重度障がい者の意思伝達支援装置も50万円ぐらいします。だから、決して成長期の団体の話ではなく、安定期や発展期でもそうだということです。

それに、物は壊れますから、決して成長期だけではなく、安定期も発展期もということです。これが30万円や40万円の上限だったらそんなことは言いません。そこは誤解のないようにしていただければと思います。

○事務局（神市民自治推進室長） ある程度ちゃんとやっており、さらにステップアップしていくために物が必要なのだというとき、備品20%では足りないと受け取りました。このお金はNPO団体などの成長につなげていただきたいと思っていますが、そういうものが必要だというのであれば持ち帰って検討させていただきます。

実際にやっている方から話を聞くと、ああ、そういうことなのかと理解ができましたので、またいろいろと教えていただきながら、補助対象をどこまで増やしていくのかを考えていきたいと思います。

先ほどは何%と言っていましたか。

○吉岡委員 50%でしたね。

○加納委員 日本財団などの大手を見ていると、人件費は切っていますけれども、備品は切っていないところもあります。WAMや日本財団、大きいところだとパナソニックなどもありますので、そういう類似の趣旨の助成金を見て決めていただければいいかなと思うのですが、最低でも50%ぐらいはないと、本当に消費するだけのものになって、後に残らず、助成金疲れのモードに入るのは嫌だなと思います。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○吉岡委員 今の加納委員の説明を聞きまして、50%と言わず、隣の団体指定に書いてあるように、上限を設けず、ただ、必要性及び金額の妥当性の説明を求め、場合によっては10割でもいいのではないかと思います。

○加納委員 それこそ、審査委員の皆さんとして、200万円の車を1台買いますという申請が来たとき、その車が本当に必要なもので、その団体にその車があれば、世の中はすごくハッピーになるよねと思われたらオーケーを出していただければいいのです。本音としてはそう思います。審査員の方には申し訳ないけれども、複数の方の目でご判断されるのが一番適切だと思います。

○高山委員 よそのいろいろな助成財団の印象ですけれども、特に数値で備品購入割合を定めるということはあまり多くなく、定めるとしたらテーマごとです。その理由がはっきりと存在する場合には何かの制限を設けていることはあると思うのですけれども、本当に必要だと思えば計上しているかと思っています。

ただ、これはテーマ指定助成なので、さぼ一とほっと基金の運営側の方針として制限が必要なテーマがある場合もあり得るとは思いますけれども、一般的には数値で上限を設けるケースはあまりないという印象です。

○池田委員 皆さんがおっしゃっているとおりですけれども、どこかで制限を設けることができる程度のものはあってもいいのではないかなと私は思います。趣旨に照らし、幾ら何でもそれはいいのではないかなというものもあると思うのです。でも、備品を買いますということになる場合もあり得るとも思います。

もともとの趣旨がそうだと思うのです。確かに20%は意味がないなという気がするのですけれども、逆に50%にすると困るということもあるかもしれません。ただし、物を買う場合には、ある程度、制限を設けることが必要で、その項目を入れるかどうかは検討されたらどうかと思います。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） さぼ一とほっと基金は、原則、事業助成でして、今までにも全額を物にという助成決定をしたことはありません。ですから、今、池田委員からもあったように、原則は何%、ただし、必要な場合は何とかということについては検討させていただきたいと思います。

また、加納委員からご指摘があったパソコンのことについてです。

汎用性が高いといいますか、その事業にしか使わないものではなく、その事業にも使うけれども、ほかのことにも使えるというものは、これまで、さぼ一とほっと助金では原則として認めておりませんでした。趣旨としては、その事業のために、例えば、50万円であっても、障がい者の意思伝達装置のように、事業に直結するものにはぜひ使っていただきたいという考えです。

○石川委員 今お話しいただいたように、さぼ一とほっと基金は事業のためのものだけにお金を使うという制度だと私も理解していますし、恐らく、ほかの審査員の方もそういった理解だったと思います。大きく言うと、消費するものにしか基本的に使えないというよ

うな理解でありまして、逆に、そこはいいところもあるのではないかなと思っております。

ただ、備品についてよく問題になっていて、備品をはじめ、後に残るものは難しいのではないかと、20%くらいの補助ではないかという認識でありました。

しかし、今、加納委員がおっしゃったとおり、車などに助成することも必要だと思っております。でも、同じ人がいろいろな事業でお金をもらってしまうようなことと同じように、結局、買った車がどのような使われ方をしているのか、その追跡が難しいと思うのです。ですから、物として残る場合、それがどのように使われるのかの追跡も必要だということで、物を買うことに対してはなかなか難しいなと感じました。

○加納委員 先ほどの池田委員の制限の話ですが、確かにそういう側面もあると思っております。

一般的に20万円未満は消耗品扱いだと思うのですけれども、固定資産扱いのものについては、備品として残るものの80%までは認めるけれども20%は自己負担しなさいとなっているかと思えます。ですから、助成制度としては10割補助の考えを持っているけれども、備品については自己負担を求めるなど、全体の中でのパーセンテージについて、そのものに対する助成率を定めるやり方はあるのかなと思いました。

○土田副委員長 あくまでも助成なのです。私は、加納委員の考え方も分かりますし、皆さんの考え方も分かるのですけれども、100%、インフラのためにといいますか、その事業のために使うというのではないのです。

車を買うとなりますと、それでも足りないですね。あるいは、車椅子が壊れてしまったから買いたいということもあると思うのです。でも、さぼりとほっと基金というのは、皆さんからいただいたお金を有効に使っていただきたいという考え方なので、加納委員の言うように、それがインフラとして絶対に必要なのだというのであれば、20%を超えるけれども、必要だという旨を申請にも盛り込んでいただいて、皆さんが、そうだね、これには絶対必要だねとなれば可能かなと思うのですけれども、ある一定の枠を決めておかないと判断が非常に難しくなるのではないかなと思っておりますので、ある程度の上限は設けておき、別途考えていくという方法のほうがいいのではないかなと個人的には思っております。

○山口委員 私もさぼりとほっと基金というのは事業に対する助成という認識でしたので、加納委員のおっしゃっていた備品購入の助成対象額の20%を引き上げてほしいという意見には違和感を覚えていました。町内会でもそうですけれども、資産の購入はなかなか難しく、そこは議論が必要になるところなのです。

その事業をするうえでそのものがどうしても必要になったとき、20%では足りないということはあると思うのですが、それは別途相談に応じるではないですけれども、枠を少し広げておき、プレゼンテーションで審査し、助成するかどうかを判断すればよいと思います。

ですから、絶対に限定的にということではなく、助成対象額の制限は絶対に必要だと思うのですけれども、少し柔軟性を持たせるような方向性としたらよろしいのではないかな

と思いました。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○武岡委員 私も今までずっと、さぼ一とほっと基金は事業助成だと捉えて審査をやってきました。テーマ指定助成の場合には審査がありますが、そのとき、あまりに備品の割合が高いと、正直、事業がやりたいのか、それとも備品が欲しいのかと思ってしまうところがあります。ですから、20%からもっと引き上げるべきなのかどうか、今の時点では分からないのですけれども、よその事例が知りたいです。

例えば、日本財団という固有名詞が出ましたけれども、ほかの民間の財団の助成事業、さらには、独立行政法人がやっているものもありますので、そういうものを調べていただいて、どうなっているのかを調べたうえで改めて提案していただけないかなと思います。何か比較するものがあると考えもまとめやすいかなという気がします。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 比較という観点では、冒頭、説明の中で申し上げましたが、同じ200万円で、10割を上限としてNPO等の団体が地域と連携して取り組む事業に対して助成する、土田委員や倉地委員長に委員をお願いしているものが別にあるのですけれども、その際に20%を使っておりますので、それに準じるものをご提案させていただきました。

恐らく、その助成金を設計する際もいろいろと考えて20%にしたものと思っています。今、その当時のことは振り返ることはできないのですが、いろいろと皆様のご意見もありましたので、持ち帰り検討する際には、当課の助成金以外の助成金の取扱いとも比較し、原則、50%がいいのか、30%がいいのかなどについて考えたいと思います。

○倉知委員長 検討していただくとしても、ひとまず、この方向で行き、今後、備品系に関して考えましようか。そもそも、この枠内ではなく、別のところで考えなければいけないものなのかなとも思いました。

事業助成を目的にしたさぼ一とほっと基金というあるべき姿があったとしたら、備品などに関し、物が欲しいがメインであるのであったら、それに対応するものを考えたほうがいいのではないのかとも感じましたが、いかがでしょうか。

○加納委員 実際に市民活動をやったり、いろいろな人を見たりしている立場からすると、事業という言葉の理解が違うなという気がしました。備品と事業という言葉の理解です。事業をするには必要な物があって、それは事業資産なのです。

例えば、事務所に飲み物を冷やすために冷蔵庫が要る、事務用にパソコンやファクスが要るといふときの備品ではないのです。池田委員は事業をされていますから分かると思うのですが、事業に必要なものがありますよね。それは、古くなるから償却もしていくのです。でも、それがないと事業そのものができないのです。NPOの市民活動についてもそうだと思います。そういうものがみんなのところにもあるとは言いませんが、規模が大きくなればなるほど、そういうものがある団体は世の中にあつて、そこもエントリーしてもらえるようにしたいだけです。

ですから、僕も備品を買わせるためだけに助成金があるとは思っていないのです。いろいろな人が手を挙げられるように幅が広がったらいいいという思いで言っています。

○土田副委員長 重々分かって提案していたのですけれども、結局、それでは、200万円あったら車1台いいのかという問題があって、いろいろな装備品がついている車だと200万円では買えないわけですね。ですから、それはそれとして、そのNPOが別に考えるべきではないかなということなのです。

武岡委員からほかに助成する方向も検討してみたらどうですかという話がありましたけれども、いくなれば、たかが200万円なのです。その中の20%で枠を決めるのか、あるいは、ある助成する団体では500万円から1,000万円までいいですというものもあると思うのです。それでいきますと、200万円に相当するような、要するに、テーマ指定助成を助成してくると思っているのです。その中で備品とかがどうしても必要だというのだったら、別の助成の申請をサポートしてあげる、市から紹介してあげるなど、いろいろと手はあるのではないかなと思うのです。

あくまでも、一般的なテーマ助成で助成金が200万円という上限の中で考えるとするならば、やはり、ある程度一定の枠を決めておかないといけなくて、100%、備品に使っていいですとはならないのではないかと私は思っているのです。皆さんがどうお考えになるか分からないのですけれども、よろしく願いいたします。

○倉知委員長 いろいろとフォローしていただいて、ありがとうございます。

私もそんな感じの意見ですが、いかがでしょうか。

○加納委員 私も200万円で車を1台買いますという助成の申請が優れているとは思いません。適切かどうかは微妙な判断で、200万円の枠があり、100万円の軽自動車を買って、残りの100万円を使い、その車でいろいろな人のところへ行ってサービスを提供しますという申請と200万円の車1台を自社で使いますという申請のどちらを選ぶかといったら後者を選ぶと思いますし、最終的には審査員の方がどの事業に限られたさぼーとほっと基金の財源を助成すべきかを考えていただいて全然いいと思います。

自分も今までパソコンを中心にいろいろな備品を買ってきましたけれども、パソコンを買いますというだけの申請をしたことは一回もありません。そのパソコンを使って、こういうことをしたいのだ、ああいうことをしたいのだというプログラムといいますか、企画をつくって、その中に、実際の経費としてパソコンが6割ぐらいといったことはありましたし、それを何度も採択してもらっています。

選ばれるか選ばれないかという観点でいうと、やはり、より価値の高い提案をしないと選ばれないですし、選ぶべきではないと思います。

○倉知委員長 私はNPO活動をしている方の立場をよく分かっていないのですが、いろいろな意見を聞く機会を設けたうえでさぼーとほっと基金の中にどう組み込んでいくかを反映してもらえるような感じになればいいなと思いますが、ひとまず、この前提で進めさせていただき、実施主体の方々からこういうものがいいという意見を取り入れるといいま

すか、話を聞く機会を設け、こういう委員会の席で事務局からお伝えをいただき、よりよい助成の仕組みができるようになれば、考えていく機会ができればいいのかなと思います
が、いかがでしょうか。

○加納委員 ということは、20%のままということですか。

○倉知委員長 もっと多めにしあげようなど、皆さんはどういう意見でしょうか。

○池田委員 私もここは気になっていたのですけれども、20%だと事業をなさない場合
が高い可能性があると思っています。例えば、300万円の事業で、そのうち、車を例に
出すとまた変になるかもしれませんが、相当数を備品に頼らざるを得ないということはある
と思うのです。ですから、そこは弾力的に認めることが必要だと思っています。

ただし、備品を買うときは覚悟も必要です。自分もお金を出さないと買えないというの
が基本だと思っているのです。そう捉えての在り方でいいのではないかと思います。

ですから、この20%については否定したほうがよいと思っています。そのうえで新しい
案についてですが、先ほど言ったように、備品については制限をつけることがあります
というところから議論してもらったほうがいいのではないかなと感じています。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○吉岡委員 池田委員のご発言は20%という書き方としないほうがよいということ
ですか。

○池田委員 はい。

○吉岡委員 今、皆さんのお話を聞きますと、一定程度の制限はあったほうがよろしいの
かなと思うのですけれども、20%までと断言しないほうがいいのかとは思いました。それ
が20%なのか50%なのかは決めかねますけれども、余地があるというようなニュア
ンスが伝わったほうがよろしいのかなということですか。

また、さぼーとほっと基金の性格といいましょうか、位置づけというのは、都度、確認
したほうがよいなとお話を聞きながら思いました。この基金とそれ以外のほかの助成団体
との考え方はやはり違いますので、市民が寄付してくださったお金をどう使うのかは常に
議論しながら考えていく必要があるかと思います。

加納委員のおっしゃることもそのとおりだなと思いますし、ある程度の上限を決めると
いう考え方もとても大事だなと思います。ただ、その20%までと切ってしまう書き方
ではないほうがよいということだけはお伝えしておきたいと思いました。

○土田副委員長 先ほど武岡委員がおっしゃったように、いろいろな団体でそういう枠を
設けているのか、設けていないのか、撤廃し、何に使ってもいいですというほうがいいの
かですね。

事業としてはほかのこともやらなければならないわけです。先ほどは車のことが出され
ましたが、車でもピンからキリまであるわけです。例えば、特殊な車は装備があるから、
結局、200万円では買えないわけです。そのうえで、先ほど池田委員が言ったように、
自分たちでプラスするからと言われたとき、プレゼンテーションを経て、皆さんが認める

かどうかは別として、スタートアップや分野別指定その他があるわけで、やはり、一定の枠は必要かなと思っています。

ただ、ほかに助成している団体として、日本財団など、いろいろとありますよね。そういうところで金額に応じて何%という枠をつくっているのであれば、20%はちょっときついなどは思いますので、上限を引き上げるといことはあるのでしょうけれども、ある一定の枠は残しておく必要があるのではないかなと思います。

ですから、まずは調べていただいて、議論を深めていったらいいのではないかなと思っています。

○石川委員 僕も、説明があったとおり、あくまでも事業費として提供を受けられるのがさぼーとほっと基金の性質だと聞かされていたので、そのように判断をしてきました。

ただ、そこは決めの問題であって、さぼーとほっと基金では、車でも200万円を出すという性質にするのだということでしたら、それはそれでありだと思いますし、そう決めていただければ、審査員はそれに従って審査することになると思います。

ただ、さぼーとほっと基金の性質というのは、法人格がなくても利用できるなど、すごく市民から近いといいますか、これから何かを始めてみたいという割と小規模レベルの人に対応しているようなものという印象があるのですね。だから制限があってもいいと言うわけでもないのですけれども、本格的なものというより、カジュアルなものであると思うのですね。

とはいえ、上限を引き上げるべきだ、このままでいいということについては何とも判断しかねるのですけれども、さぼーとほっと基金の性質といいますか、定義を札幌市で考え直していただいたうえで検討していただければと思っています。

○事務局（木村市民活動促進係長） これから考えるに当たって確認させていただきたい点がありますので、お話をさせていただきます。

今お話をお伺いしていると、上限を定めるとき、20%という数字は低過ぎるのかなということで受け止めました。その一方、例えば、全部を車になると、さぼーとほっと基金のこれまでの歴史からすると違うということが言われました。

そこで、例えば、上限額は30%がいいのか、40%がいいのか、50%がいいのか、いろいろとあると思うのですけれども、事業助成ということであれば、備品費が半分を超えると事業助成の意味が薄れていく可能性があるとは私は思っています、たしか、吉岡委員がおっしゃっていたと思うのですけれども、上限は設けないが、金額の必要性の説明を求めるといことで例外的な扱いも示すことはできるのかなと思っています。つまり、何%という制限を設けずに拾えるようにしておくという方法もあるということです。

一方、他の助成金を参考に、さぼーとほっと基金はどうか、事務局の考えをお示ししたいと思っていますけれども、その考え方として、世の中にはほかにも助成金があるわけで、物を買いたいときは別の助成金を使うというような考え方を取ってもいいのかなとも思ったのです。

さぼ一とほっと基金では事業助成にすごくこだわりたいわけではないのですが、コンセプトがありますので、ほかの助成金で備品を買えるのであれば、ほかの助成金制度をお示しするというで棲み分けをする、そういう解決策もあるのではないかと思います。ですから、石川委員がおっしゃっていたとおり、さぼ一とほっと基金をどうするのかという考え方に付随し、最終的なゴールが決まっていくのかなということです。

ただ、早々に動かしていくに当たっては、助成率を設けるべきなのか、備品の購入の上限を20%から40%や50%にするのか、それとも、今のお話では必要性があれば認めてもいいというようなお考えもあるかと思うので、目安はないのですが、拾うことができますので、そこが判断のポイントになるかなと思ったのですが、どちらの方向が近いのでしょうか。

○倉知委員長 まず、考え方として、そもそも、物を買うというときには別の助成金を事務局に示していただき、従来どおりのさぼ一とほっと基金の事業助成という方向で行くのか、助成率や幅も決めるのか、そうではなく、幅は決めず、理由や必要性を示していただいたうえで決めるかです。

物を買うというのは本来のさぼ一とほっと基金の対象ではなく、別の助成金を示すべきだというお考えの方はいらっしゃいますか。

○千田委員 先ほど、加納委員は、事業の中で使う物品ということで、事業経費の中に物品も含まれているということをおっしゃったかと思うのですが、どちらかという、先ほど皆さんがおっしゃっていたように、事業に対する助成だと私も思っていましたし、審査をするうえで備品を買うものについてはいつも引っかかることが多かったのです。

でも、資産になるようなものであっても、その事業の経費なのだというお話で、なるほどと勉強になったのですが逆に、物だけを買うための助成金を出してくれるような助成制度はそもそもあるのですか。それにしても、こういうことをやるからということがあるような気がするのです。

○加納委員 車だけはあります。赤い羽根募金や24時間テレビ愛は地球を救うなど、障がい者の方を運送ができる車を買いますというときの助成金はありますけれども、それ以外の一般的なもので物だけを買うための助成金というのはいないです。

○池田委員 ものづくり補助金というものがありまして、それはまさに機械を買うための補助金です。それは約半分、場合によっては3分の2もあるのですけれども、1,500万円だと1,000万円まではいいというもので、経済部関係の補助金です。でも、それは逆に金額が大きくて、500万円以上や1000万円以上です。

○倉知委員長 さぼ一とほっと基金の枠で考えたときにどうしていくかを考えるとして、そもそも助成率の方を示したほうがいいのか、それとも、上限は設けず、必要性を書いていただいて、それで認められればよしとする方向でいくか、その観点でどちらのほうがよりよいと思うかをお聞きしたいと思います。

○加納委員 もう一つ考え方があるかなと思っています。

設けない、助成全体の何%とするということのほかにも、備品購入額の何%という考え方があります。世の中の的に言うと、池田委員がおっしゃったように、確かにそうだなと思ったのです。物を買うときには何%までしか補助しませんというものが多いのです。ですから、この三つの考え方のどれかを決めていただくのがいいのかなと思いました。

○倉知委員長 備品購入額の何%というのはいまいちよく分からないのですが、どういうことですか。

○加納委員 例えば、100万円のものを買いたいといったとき、満額の100万円ではなく、50%や80%までは認めますけれども、残りは自己負担しなさいという考え方があるということです。ただ、これは備品だけに限定したルールで、助成総額に対してという考え方とは違います。

○千田委員 でも、それは「かつ」という考え方もありますよね。全体の中の備品が50%で、かつ、資産になるようなものに関しては何割まで助成しますというような考え方ではないかということです。

○加納委員 「かつ」の考え方もあります。

○千田委員 実際に審査をするうえでは、例えば、具体例として自転車の整備の教育をするとき、自転車が主要なので、買いたいとします。金額は20万円ですと言われても、それはピンキリですよ。ほかにもプロジェクターやパソコンもよくあるのですけれども、なぜそれを選んだのかと聞くのですね。でも、その後、資産として持つ以上、自分たちも支払いの一部負担をするべきなのではないかなと思うので、そこは必要な考え方かなと思いました。

○池田委員 今回、ここで議論しても決まらないので、市でもんでもらい、次回、そういう場面があれば、ここで決めなくてもいいかなという気がしましたけれども、いかがでしょうか。これは今日決定しなくてはいけないことなのですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 2月から募集を始めますので、大枠としては本日に決めていただきたいというのが正直なところです。しかし、今回、論点がかかり出されました。会議を再度開くのはなかなか難しいので、ご提案ですけれども、持ち帰りまして、事務局案を皆様にメールか何かでお伝えし、ご賛同をいただければそれにて決定し、ひとまず令和6年度はそれでやってみる、しかし、その率では申請が少ない、審査上、苦慮するような場面があるのであれば、令和7年度にさらにブラッシュアップするということではいかがでしょうか。

20%にするかどうか、今のご意見を踏まえ、事務局案は考えますけれども、それについて試行錯誤といいますか、まずはやってみるということで進めさせていただかないと、令和6年度前期からせつかくの新しいメニューを始めることができないかなと思います。

○池田委員 賛同します。

○倉知委員長 今、事務局からご提案があったように、事務局に案を提示していただき、それを見て判断し、決定して、まずはそれでやってみて、問題があった場合は見直し、翌

年度によりよい方向に生かしていくという方向性でいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 事務局は大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、時間も押していますので、次に行かせていただきます。

団体指定助成についてご質問やご意見等はありませんか。

○吉岡委員 テーマ指定助成についてですが、三つのテーマから順番に選んでいくとなっていましたよね。これについて我々は議論していましたか。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) 初めて出しました。

○吉岡委員 札幌市まちづくり戦略ビジョンから、ウェルネス、スマート、ユニバーサルを出したということですが、分けるのがなかなか難しいと思いましたが、1年ごととするのもやや難しいのかしらという印象を持ったのですね。そこで、毎年、三つ出してしまったほうがよろしいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○倉知委員長 皆さんとしてはいかがでしょうか。

○高山委員 助成公募を出す側とすると、新しい企画のとき、定員割れすることは避けたいという心理があって、どちらがいいかは正直言えませんが、一つに絞り、たくさんの応募がありましたという感じになるほうが盛り上がりといいますか、活気があるように見えるということもあるかもしれません。

○土田副委員長 確かに、三つでやると、どうしてもそこに集中しまうといいますか、ウェルネスが入っていない、スマートのほうを先にやりたいなど、いろいろとあると思うのです。

これを3年でローテーションするというのは確かによいのだけれども、何を最初に持ってくるかで、需要と供給の関係のような感じで、世の中ではどこに焦点が当たっているかによって違うと思うのですけれども、ある程度決めてもいいのかなと思います。ウェルネスから必ずしなければならないとは限らず、これを先にしたほうがいいということがあれば変えてもいいのではないかと思います。

○倉知委員長 応募される方は、この順番でいきます、2年目にはこれが来るというのは分かるのですか。だから何年目を狙いにいこうということができるのかということです。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) 今回、さぼーとほっと基金を見直す際、先を見越した周知の仕方が必要かなと考えています。

ウェルネス、スマート、ユニバーサルの三つのうち、何からとしたほうがいいのか、あるいは、一度に3テーマともやったほうがいいのかは事務局としても検討したのですが、今、コロナをテーマに2回、3回募集していますが、10分の10で200万円まで助成が受けられるものでも、2倍ぐらいとかなり倍率が高かったため、三つにしたとき、申請が多くなり過ぎないか、あるいは、ウェルネス一つを取っても結構広いテーマだと思っていて、そこにスマートもユニバーサルもといったとき、たくさんの中から選考するのが難しくなるのではないかと考えたのです。

また、健康だと思いき描けることははっきりしているのではないか、それから、札幌市としても、ウェルネスで新しく企業と協定を結ばせていただくという動きもありまして、初年度にウェルネスを置きました。

○千田委員 審査するとき、異種格闘技のようになって、ウェルネスよりスマートのほう強い、というようになると審査が難しいかなと感じました。

○事務局（木村市民活動促進係長） これからご相談させていただこうと思っていましたが、二つのテーマにまたがる時には、8対2や7対3など、そういう差をつけようと思っていました。1年目にウェルネスをやっていますので、次にやる時は、1年目のときに漏れた方かもしれないのですけれども、違う分野で共存しないようにしようと思っていました。

○吉岡委員 皆様のご説明やご意見を伺いまして、確かに、審査する側からすると、三つあるとなかなか大変ですし、応募する側としてもテーマが設定されていたほうが応募しやすく、1年目、2年目はこうと示せるのかなと理解しましたので、その考え方に賛同いたします。

○石川委員 事務局案で結構だと私も思います。

あとは、2年目はこれです、3年目はこれですという告知はしっかりしていただきたいと思います。そうすると、今はできないから、2年目を目指して、3年目を目指してという動き方もできると思います。

倉知委員長 事務局から提示された方向性でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、テーマ指定助成から団体指定助成に移ります。

団体指定助成についてご質問やご意見等はありませんか。

○武岡委員 団体指定助成については、少し時間をかけて見直しを行いたいというご説明があり、令和8年度から新しい方向でやりたいということでしたが、具体的な見直しを始めるのが来年度からなのか、それとも、令和7年度からなのかが気になります。

というのは、それなりに時間をかけないといけないと思ったからです。令和8年度から始めるといっても、令和7年度の今ぐらいの時期には固まっていないといけないわけですよ。個人的には、団体指定の助成はすごく問題が多く、しっかり変えていただきたいなと思っていますので、見直しには早めに取り組んでいただきたいと思います。

また、資料2-3にありますけれども、例えば、団体指定助成、それから、スタートアップも分野指定もですけれども、備品購入が可能ですし、講師謝礼の上限設定もなく、委託費計上の上限もなく、大変自由度の高い設定になっていますよね。スタートアップや分野指定はプレゼンテーションがありますので、割としっかり見られるのですが、団体指定については、今もそうですが、書面だけなので、正直、通りやすいのです。私も低い点数をつけることもありますけれども、今まで通らなかったことはないと聞いていまして、審査をしていて、正直、もう少し制約を設けてもいいのではないかなという気がしてしまし

た。

例えば、委託費計上も上限や委託費が何%までというものがなく、私が今まで見たものでかなりの部分が委託費になっているものがあつたのです。芸術関係のイベントをやるのに、どこかにほぼ丸投げするような感じで、見積書1本だけがついているのですが、これでは裏でキックバックがあつてもわからないような、そういうケースがないわけではないので、自由度が高過ぎるのではないかなという気がして、もう少しチェックが働くような仕組みが必要ではないかということです。

○事務局（神市民自治推進室長） 団体指定をどうしていくのかの検討は今年度から並行して進めていきたいと思っています。

本来であれば、この団体を応援したいという純粋な気持ちがあつて、その団体がしっかりやっていくという仕組みづくりも必要だと思うのです。今は寄付される方が団体の活動を十分に理解せずに指定していることもありますので、自分たちはこんな活動をやっていますという報告をしてもらい、ちゃんとやっている団体が育成されるような仕組みを考えていきたいと思っています。以前から問題があるというご指摘は受け止めておりますし、先にやれるものはやしていきたいと思っています。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○加納委員 団体指定助成は今まで意識したことがなかったのですが、よく見ると想定予算規模4,500万円というのはすごく多いですし、事業数も多いということは、これだけ団体指定でお金が流れているということですよ。ただ、審査している中で明らかに問題と思われるケースが多いのであれば、改善の見直し時期が令和8年度ということには非常に違和感がありますし、これこそ先にやるべきではないかという気がしました。

事務局のこう使ってもらいたいという思いはすごくいいと思うのですが、実態からかけ離れているのであればもっと早く、それこそ、令和6年度に見直しに着手し、令和7年度から改定するくらいの時間軸でいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（神市民自治推進室長） 今の意見は受け止め、できるところからやっていきたいなと思います。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 今回、公募の分野・テーマ指定助成の見直しにつきましても、実際のところ、昨年度（令和4年度）から議論を進め、令和6年度に新しくなるという時間軸でしたので、これについても8年度ぐらいではないかということを示させていただきましたけれども、ご意見を踏まえ、室長も申しましたとおり、なるべく早く改善したいと思っています。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 さぼーとほつと基金の基本的見直しの方向については了解をいただけたということをお話を進めさせていただくこととします。

ただ、例えば、スタートアップでしたら、リスタートの特例をどうするか、同じような

団体の制限についてどうするか、分野指定助成であれば、同一事業の基準をどうするか、テーマ指定助成は盛り上がりましたが、備品などのことについては事務局に検討していただき、案を提示していただくこと、団体助成は、審査時に問題があると思っていたので、なるべく前倒しで対応していただくことなどを事務局にお願いし、進めさせていただきます。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 今、委員長からありましたとおり、様々な再検討すべき点がありますが、事務局案をつくるということでご一任をいただき、募集が始まる2月上旬に間に合うよう、皆様にも情報提供しながら進めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

この場でほかに協議したい議題等がある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、全体を通してご意見等がある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

3. その他

○倉知委員長 それでは、特段の御意見がないようですので、3のその他に移ります。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 私から3点説明いたします。

1点目は、別紙4で示させていただいている市民まちづくり活動促進テーブルのテーブル委員の任期についてです。

早いもので、皆様には令和4年4月23日から就任していただいておりますので、令和6年4月22日で任期が満了となります。また、臨時委員の任期は1年ということで、令和5年4月1日から令和6年の3月31日までの1年です。このため、次の公募委員の募集の準備を始めておまして、1月の広報さっぽろに公募することを掲載し、2月9日までに募集を行う予定です。

募集要項は、区役所やまちづくりセンターなどに配架するほか、ホームページでも広報してまいります。石川委員、山口委員に引き続きテーブル委員を続けたいというご意向がある場合でも、改めて応募をしていただき、1次審査の書類審査、2次審査の面接という手続が必要ですので、ご承知おきくださいませ。

また、お2人以外の委員についてですが、連続で3期、6年まで再任が可能です。再任の期限に達する委員はおりません。本日、いろいろと議論していただきましたさぽーとと基金の見直しなど、今後も継続して審議するものがありますので、可能であれば同じメンバーで議論が進められればスムーズに進むと考えておりますが、再任の可否について改めて意向を確認させていただきたいと考えております。もし、いろいろなご事情から今期をもって退任することをご希望されている場合は、後任委員の選任などを急ぎ進める必要がありますので、なるべく早くにお知らせをいただくと大変助かります。

臨時委員につきましては、第4期計画、それに合わせたさぽーとほっと基金の見直しについて専門的助言をいただくということで就任していただきました。現時点では、臨時的にということから考えると、4月以降の委嘱は考えておりませんが、今後、集中的に議論していただくテーマがあった場合、必要に応じ、臨時委員を加えたいと考えています。

2点目は、資料はないのですが、今後の会議の予定についてです。

今のところ、今年度中に協議し、決めなければならない議題はございませんので、次の会議は、委員の改選が行われた後、令和6年度の5月中旬頃に第1回本部委員会を開催しまして、委員長、副委員長、部会の設置を決定したいと考えております。

その際には、本日ご説明させていただいた計画のパブリックコメントも終わり、正式な計画が出来上がっている頃ですので、計画について説明させていただきますほか、今の第3期計画の最終の進捗報告や、あるいは、第4期計画の令和6年度からの事業予算などについてもご報告できるかなと考えております。

令和6年度につきましては、今年度の計画策定のように、事業検討部会で集中的に協議する議題はないと考えておりまして、委員の皆様全体で集まっていただくことを基本に、先ほど申しましたが、1回目は5月頃に、2回目は、状況に応じてですが、年度途中の秋から冬にかけての頃に開催することを考えております。

なお、進め方については、新年度に入ってから1回目の会議で皆様にご報告し、確認をさせていただきます。

3点目は、資料がなく恐縮ですが、先ほど来申し上げております令和6年度前期のさぽーとほっと基金の公募のスケジュールについてです。

本日、さぽーとほっと基金についての見直しの方向性が決まってまいりましたので、今後、細かい詰めとして、事務局で案を固め、例年どおり、2月中旬から募集を開始したいと考えております。

そこで、プレゼンテーションの審査の日にちですが、委員の改選前に、今の旧メンバーの方でやっていただく必要がありまして、令和6年の4月13日土曜日、4月14日日曜日を実施候補日として考えております。審査部会の委員の皆様におかれましては、日程の確保をよろしくお願いいたします。

新しいテーマ助成が始まりますので、少し時間をかけて1団体当たりの審査もしなければならず、あるいは、応募の数が増えるかもしれないということもありますので、場合によっては両日にわたる場合もあり得るということで、2日間を押さえていただくと大変助かります。

○倉知委員長 ただいまの事務局の説明に質問等はありませんか。

○千田委員 先ほどのご説明でもあったのですが、もう一度確認です。

分野指定助成とテーマ指定助成については、今までの倍ぐらいの時間がかかるというようなことで間違いはないですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 分野指定の100万円規模の大きいものとテー

マ指定助成は時間をかけたいと考えています。

○倉知委員長 そのほかにご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

4. 閉 会

○倉知委員長 それでは、大分長引いてしまいましたが、以上をもちまして令和5年度市民まちづくり活動促進テーブル第3回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

5. 会議終了後に行ったメール会議について (※令和5年12月28日～令和6年1月10日開催)

第3回本部委員会にて事務局で持ち帰り検討することとなった議題2「さぼーとほっと基金の見直しについて」のうち、スタートアップ助成の対象とする団体と、テーマ指定助成の備品購入費の助成対象額については、令和5年12月28日に各委員に対し、電子メールにて次のとおり事務局案を再提示した。

① スタートアップ助成対象団体について

- ・資料2-3の「1 要件」について、「5人以上、活動実績3年未満」としていたが、活動実績ではなく「団体設立後3年未満」へと変更し、そのうえで、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動を休止していた期間がある場合は、当該活動休止期間を団体設立後の通算期間から除く」扱いとし、設立後コロナで活動できなかった団体へ配慮する。
- ・設立から3年未満であっても過去にさぼーとほっと基金の分野・テーマ・団体指定助成を利用したことがある団体は、既に力がある団体と判断し、スタートアップ助成の対象外とする。
- ・助成は連続する3年(3回)までとする。ただし、助成にかかる審査は1年ごとに行い、必ずしも3年間助成を受けられるものではないものとする。
- ・分野助成も8割助成(10万円の助成を受けるためには2.5万円の自己負担)であり、スタートアップ(自己負担なく10万円)との差が少ないため、活動歴の長い団体のリスタートや、これまでさぼーとほっと基金の制度を知らずに活用していない団体等は、初回の申請であっても、分野指定助成へ応募していただくこととする。

② テーマ指定助成の備品購入費について

資料2-3の「1.1 備品購入の可否」において、「助成対象額の20%までとする」ことについて再検討するにあたり、民間助成金や、政令市の公益活動の助成制度とも比較検討したところ、政令市においては、備品を自己負担とする市や、2万円、5万円、10万円未満といったより厳しい制限を設けている場合が多く、札幌市よりも備品等に関する制限が緩和されている市は、仙台市の1市しかなかった。

また、民間助成金においても、それほど多額な備品購入費を認めていなかった。

これらを考慮し、また、さぽーとほっと基金は「事業に対して助成をする」ものであることから、「助成対象額の20%までとする」とする当初の案から変更しないこととする。

自己財源の投入については、仮に、200万円（助成対象額の上限額）の事業とし、50%までの備品購入費と認めることとし、助成率を50%（自己財源50%）とした場合、備品の購入費の上限額は、50万円となり、上限額40万円（助成対象額の20%）という条件はそれほど低額ではなく、自己財源の投入で計算が複雑になり、申請団体も事務局も負担が増えることから導入は見合わせることとする。

再提示した事務局案への意見や再修正案の提出期限は、令和6年1月10日までとしたが、各委員からは期日までに意見等はなく、事務局案のとおり令和6年度の前期公募を進めていくことで承認を得た。

なお、実際の助成状況等を踏まえて、今後も令和7年度以降に向けた検討を継続して行う。

以 上